

# 自由同和

## 大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

# No.427

2022(令和4年)9月25日発行

■発行所 自由同和大阪府本部事務局  
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F  
電話(072)224-1111

■発行人 畑中幸司  
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

## 奨学金制度を活用して自己実現と未来のために

新型コロナウイルス感染症の影響で失職・倒産・減収などで、家計が急変した家庭の学生たちにも進学を考える時期になってきていますが、経済的理由で教育の機会均等が奪われることなく「貧困の連鎖」を断ち切り、諦めないで色々な支援事業を活用して夢を実現して欲しい。**【国公立高等学校等奨学のための給付金(家計急変世帯への支援) また、保育士修学資金や介護福祉士・社会福祉士修学資金は、卒業後大阪府内の施設等で5年従事した場合は、全額返還免除となります。】**



### 国公立高等学校等奨学のための給付金(家計急変世帯への支援) 受給申請手続きについて 家計が新型コロナウイルス感染症の影響等により急変し収入が激減した世帯向け(大阪府)

**制度概要** 家計が急変し収入が激減した世帯に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。) ※奨学のための給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内在住の低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために支給される、返済不要の給付金です。

**給付金額** 家計の急変が発生した時期により、給付金額が異なります。  
・令和4年7月1日以前に発生した家計急変: 下表の給付金額  
・令和4年7月2日以降に発生した家計急変: 下表をもとに、申請の翌月～翌年3月までの月数に応じて算定した額

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制・定時制	通信制・専攻科
第1子	下に該当する兄弟姉妹のいない生徒	114,100円	
第2子以降	生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 a 兄・姉が高等学校等に在学する場合	143,700円	50,500円
	b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校(全日制・定時制)に在学していないこと(*1*2*3)		

\*1 a, bは無収入であるか、収入が扶養の範囲内である兄弟姉妹です。  
\*2 年齢及び扶養者の状況は基準日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の被保険者名が保護者等(親権者)であること等で判断します。  
\*3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者(親権者)に扶養されていることが必要です。再婚相手等、申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。

**要件** 基準日時点において、次の①～⑦の要件をすべて満たしている必要があります。  
① 令和4年7月1日までに発生した家計の急変: 令和4年7月1日  
② 令和4年7月2日以降に発生した家計の急変: 家計が急変した月の翌月1日(急変日が月の初日の場合は家計急変月の1日)  
※家計が急変した月(家計急変月)とは、実収入に比べて収入が激減し、保護者等(親権者全員)の1年間の収入見込額が非課税相当となった月を指します。

- ① 家計の急変により収入が激減し、保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯であること(※1※2※3※4)
- ② 生活保護(生業扶助)受給世帯、もしくは保護者等(親権者全員)の令和4年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)の世帯ではないこと
- ③ 保護者等(親権者全員)が、大阪府内に住所を有していること(※5※6)
- ④ 生徒が、就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は学び直し支援金の補助対象となる者であること
- ⑤ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと(令和5年3月1日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。)
- ⑥ 生徒が、国公立の高等学校等に在学していること(大阪府外の国公立高等学校等も対象となります。)
- ⑦ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編入入学している生徒をみます。)

※1 家計急変前後の収入を証明する書類(給与明細など)を基に、家計急変の発生後1年間の収入見込額を推計します。この収入見込額が、保護者等全員について「所得割合算額が非課税に相当する」と確認できる必要があります。

※所得割合算額の見込が非課税相当となる見込

扶養親族の数	2人	3人	4人
保護者等本人の収入見込額(所得割)	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満
保護者等本人の収入見込額(所得割)	1,470,000円以下	1,820,000円以下	2,170,000円以下

※保護者等2名とも収入がある場合は、それぞれの所得割額以上の扶養親族の人数を確認します。

- ※2 一時的に収入が激減したものの後に回復するなど、収入見込額を推計しても所得割合が非課税に相当しない場合は、対象外です。
- ※3 災害等に起因しない離職(定年退職など)は対象となります。ただし、自己都合による退職であっても、災害等に起因する背景がある場合は対象となることがあります。
- ※4 支給決定のために、追加で家計急変後の収入を証明する書類を提出いただく場合があります。また、支給決定後も収入見込額を確認させていただく場合があります。

※5 保護者等(親権者)のうち一方が大阪府内、一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内に限られ、大阪府教育庁に申請できます。他の都道府県に対して重複して申請を行うことはできません。

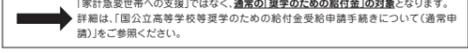
※6 保護者等(親権者)の両方が他の都道府県に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※7 生活保護(生業扶助)受給世帯・保護者等(親権者全員)の令和4年度道府県民税及び市町村民税の所得割額が非課税(0円)の世帯は、「家計急変世帯への支援」ではなく、「通常の奨学のための給付金」の対象となります。詳しくは、「国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて(通常申請)」をご参照ください。

【ご注意ください!】「家計急変世帯への支援」と通常の「奨学のための給付金」を同時に受給することはできません。

「家計急変世帯への支援」は、通常の「奨学のための給付金」の対象ではない方が対象となります。

「生活保護(生業扶助)受給世帯・保護者等(親権者全員)の令和4年度道府県民税及び市町村民税の所得割額が非課税(0円)の世帯は、「家計急変世帯への支援」ではなく、「通常の奨学のための給付金」の対象となります。詳しくは、「国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて(通常申請)」をご参照ください。



### 高校生への2つの支援 返還不要の支援です。それぞれ申込みが必要です。

- ① **高等学校等就学支援金** (国の授業料支援のしくみです)
  - 年収約910万円未満の世帯が対象校等就学支援金  
学校種: 高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校(高等課程) など
  - 申込みは、学校へ 入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。

### ② 高校生等奨学給付金 (教科書費・教材費など、授業料以外の教育費支援のしくみです)

- 生活保護世帯、年収約270万円未満(住民税所得割非課税)の世帯が対象  
学校種: 高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科(特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費」の支援があります)
- 申込みは、学校またはお住まいの都道府県へ  
毎年7月頃に手続きが必要です。詳しくは学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせください。
- ◎ 新入生は、4~6月に一部早期支給の申請ができます。都道府県によって実施状況が異なります。

**【参考】保護者等の年収目安と支給額(令和4年度)**  
年収目安が約270万円未満の世帯は、①高等学校等就学支援金  
②高校生等奨学給付金の両方を利用できます。

保護者等の年収目安	約270万円未満	約270~590万円	約590~910万円	約910万円以上
①高等学校等就学支援金	国公立: 約12万円	国公立: 約12万円		
	私立: 約40万円	私立: 約40万円	私立: 約12万円	
②高校生等奨学給付金	約270万円未満			

都道府県のお問合せ先

## 奨学制度一覧表(抜粋)

令和4年3月現在

名称	資格	学種・貸与額	募集時期・貸与期間	取扱窓口																																									
日本学生支援機構	<p>貸与奨学金</p> <p>○申込資格</p> <p>・第一種奨学金(無利子) 特に優れた学生、生徒で、経済的理由により著しく修学困難な者(※学力・所得等の基準有り)</p> <p>・第二種奨学金(有利子) 優れた学生、生徒で、経済的理由により修学困難な者(※学力・所得等の基準有り)</p> <p>申込みの問い合わせは、在学する学校へ</p> <p>わからないこと、知りたいことはホームページ <a href="https://www.jasso.go.jp/">https://www.jasso.go.jp/</a></p>	<p>・第一種(無利子) (自宅通学: 月額) ※自宅外月額あり</p> <p>大 学 国公立 最高月額45,000円 最高月額以外20,000円、30,000円 私 立 最高月額54,000円 最高月額以外20,000円、30,000円、40,000円</p> <p>短大・専修(専門) 国公立 最高月額45,000円 最高月額以外20,000円、30,000円 私 立 最高月額53,000円 最高月額以外20,000円、30,000円、40,000円</p> <p>※第一種奨学金の「最高月額」は併用貸与の家計基準を満たしている場合に選択可。 ※給付奨学金と併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与される月額が制限されます。</p> <p>・第二種(有利子) 大 学・短大・専修(専門) 2万円~12万円(1万円単位)から選択 年0.369% 2022.3現在(利率固定方式) ・入学時特別増額貸与奨学金(有利子) 一時金として10・20・30・40・50万円を貸与 年0.569% 2022.3現在(利率固定方式) ※利率の算定方法には、利率固定方式の他に利率見直し方式があります。 ・海外留学の奨学金(第二種奨学金と同じ)</p> <p>(支給月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">国公立</th> <th colspan="2">私立</th> </tr> <tr> <th>自宅通学</th> <th>自宅外通学</th> <th>自宅通学</th> <th>自宅外通学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大 学</td> <td>第Ⅰ区分</td> <td>29,200円(33,300円)</td> <td>66,700円</td> <td>38,300円(42,500円)</td> <td>75,800円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅱ区分</td> <td>19,500円(22,200円)</td> <td>44,500円</td> <td>25,600円(28,400円)</td> <td>28,900円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅲ区分</td> <td>9,900円(11,100円)</td> <td>22,300円</td> <td>12,800円(14,200円)</td> <td>25,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高等専門学校(4~5年生)</td> <td>第Ⅰ区分</td> <td>17,500円(25,800円)</td> <td>34,200円</td> <td>26,700円(35,000円)</td> <td>43,300円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅱ区分</td> <td>11,700円(17,200円)</td> <td>22,800円</td> <td>17,800円(23,400円)</td> <td>28,900円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅲ区分</td> <td>5,900円(8,600円)</td> <td>11,400円</td> <td>8,900円(11,700円)</td> <td>14,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 自宅通学とは、学生が生計維持者(父母等)と同居している(またはこれに準ずる)状態をいう。 (注2) 生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的義務を必要とする人で、児童養護施設等(※)から通学する人は、上表のカッコ内の金額を適用する。 ※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親をさします。 (注3) 通信教育課程は、授業形態(印刷教材、放送、スクーリング、メディア)、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学の別に問わず、(第Ⅰ区分)51,000円、(第Ⅱ区分)34,000円、(第Ⅲ区分)17,000円が年1回支給される。</p>	区分	国公立		私立		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	大 学	第Ⅰ区分	29,200円(33,300円)	66,700円	38,300円(42,500円)	75,800円	第Ⅱ区分	19,500円(22,200円)	44,500円	25,600円(28,400円)	28,900円	第Ⅲ区分	9,900円(11,100円)	22,300円	12,800円(14,200円)	25,300円	高等専門学校(4~5年生)	第Ⅰ区分	17,500円(25,800円)	34,200円	26,700円(35,000円)	43,300円	第Ⅱ区分	11,700円(17,200円)	22,800円	17,800円(23,400円)	28,900円	第Ⅲ区分	5,900円(8,600円)	11,400円	8,900円(11,700円)	14,500円	<p>○募集期間 ・大学等在学採用 4月より募集 大学・短大・専修(専門)に在学している学生 ・大学等予約採用 春頃に募集(予定) 大学・短大・専修(専門)に進学を希望している生徒 ・海外留学予約採用(第二種奨学金) 年間数回の募集(進学前) 海外の大学に進学を希望している生徒 ・海外留学在学採用(第二種奨学金) 年間数回の募集(進学後) 海外の大学に在学している学生</p> <p>○貸与期間 ・在学する学校の標準修業年限の終期まで。</p> <p>○募集期間 貸与奨学金と同じ</p> <p>○給付奨学金 ・在学する学校の標準修業年限の終期まで。 ※毎年支給額の見直しあり</p>	<p>○緊急時の申込 大学等に在学中、生計維持者の失職、病気等により家計が急変し、奨学金を必要とする場合は随時申込が可能。(在学校へ申込)</p> <p>○大学等予約の対象者 高校3年生、高校卒業後2年以内 高等学校卒業程度認定試験合格(見込)者</p> <p>○海外留学予約の対象者 高校3年生、高校卒業後3年以内 高等学校卒業程度認定試験合格者 (科目合格者、受験手続き済みの人を含む) *海外留学の奨学金は緊急時の申込の制度なし ※詳細についてはそれぞれの在学している学校でご確認ください。</p> <p>貸与奨学金と同じ</p>
区分	国公立			私立																																									
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学																																									
大 学	第Ⅰ区分	29,200円(33,300円)	66,700円	38,300円(42,500円)	75,800円																																								
	第Ⅱ区分	19,500円(22,200円)	44,500円	25,600円(28,400円)	28,900円																																								
	第Ⅲ区分	9,900円(11,100円)	22,300円	12,800円(14,200円)	25,300円																																								
高等専門学校(4~5年生)	第Ⅰ区分	17,500円(25,800円)	34,200円	26,700円(35,000円)	43,300円																																								
	第Ⅱ区分	11,700円(17,200円)	22,800円	17,800円(23,400円)	28,900円																																								
	第Ⅲ区分	5,900円(8,600円)	11,400円	8,900円(11,700円)	14,500円																																								
大阪府育英会	<p>■貸付対象 保護者(父母等)が大阪府民であって、下記所得基準(保護者所得合算)を満たし、高校等に進学を希望、又は在籍する生徒の方</p> <p>■所得基準 以下の【算式】により算出された額が次のとおりであること。 【算式】 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額 (※令和4年度に市町村民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額)</p> <p>○奨学資金 1 国公立・私立とも 251,100円未満(年取めやす(※)1800万円未満) 2 私立のみ 251,100円以上347,100円未満(年取めやす(※)1800万円以上1,000万円未満) (※)年取めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。実際は、上記の算式により算出された額(保護者合算)により判定します。</p> <p>○入学時増額奨学資金 国公立・私立とも 上記の算式により算出した金額が154,500円未満(同590万円未満)</p> <p>記載内容は、令和4年度入学生を対象とした貸付内容等です。今後変更となる場合があります。</p>	<p>■貸付限度額【年額】 ※貸付額は下記貸付限度額の範囲内で希望する額 [1万円単位] (無利子) 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額(※2) + その他教育費10万円 (授業料実質負担が無償となる場合、10万円) 2 私立のみ 24万円 (授業料実質負担額(※2)が24万円を下回る場合は、その額が上限。府内の私立高校生を含む2人以上の子どもの扶養する年収800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。)</p> <p>(※2) 各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。</p> <p>・国公立 … 5万円以内(通信制課程も同額) ・私 立 … 25万円以内(通信制課程は15万円以内)</p>	<p>○募集期間 ○予約募集 (奨学資金・入学時増額奨学資金) 中学校3年生時の9月上旬~10月上旬頃 各学校が定める期間</p> <p>○在学募集(奨学資金のみ) (※3) 高校等進学(進級)後の4月中旬~5月上旬頃 各学校が定める期間</p> <p>○入学時増額奨学資金は進学後に申込みできません。</p> <p>○貸付期間 奨学生採用年の4月から、在学する学校の最短修業年限の終期まで</p> <p>○貸付期間 高校等入学前 ※進学後の貸付はできません。</p>	<p>■予約採用後の手続き 高校等への進学後、各学校が定める期間内に、所定の手続きを行うことで正式に奨学生となります。(手続きをなかった場合は辞退したものとみなされます。)</p> <p>■緊急時の申込 生徒が、保護者(父母等)の失業や病気等により家計が急変し、修学が困難となった場合、随時奨学資金の貸付の申込みができます。</p> <p>■貸付対象校 ・高等学校(中等教育学校の後期課程を含む(※4)) ・特別支援学校高等部 ・高等専門学校 ・専修学校高等課程(修業年限1年以上) (※4) 中等教育学校の後期課程は、入学時増額奨学資金の対象外です。</p> <p>■返還 返還された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金になります。約東どおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。</p> <p>在学する学校、又は大阪府育英会採用貸付課</p>																																									

(2面に続く)

(1面から続く)

Table with 5 main columns: 名称, 資格, 学種・貸与額, 募集時期・貸与期間, 取扱窓口. It details various scholarship programs like '大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費', '生活福祉資金貸付制度', '母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度', '介護福祉士修学資金', and '保育士修学資金貸付'.

市町村奨学制度一覧表

令和4年3月現在

Table with 10 columns: 市町村名, 高校, 大学, 専修学校 (高等課程, 専門課程), 給付・貸付の別, 募集期間, 担当課, 担当課. It lists scholarship details for 31 municipalities including Osaka, Sakai, Toyonaka, and others.